

施設名称：大阪府立近つ飛鳥博物館等		指定管理者： A K N 共同事業体		指定期間：令和 8 年 4 月 1 日～令和 13 年 3 月 31 日		所管課：大阪府教育庁 文化財保護課					
評価項目		評価の基準（内容）	指定管理者の自己評価 （ 月記入）	評価	施設所管課の評価 （ 月記入）	R8	R9	R10	R11	R12	評価委員会の指摘・提言
				S～C		評価	評価	評価	評価	評価	
I 提案の履行状況に関する項目	(1)施設の設置目的および管理運営方針	◇館の設置目的及び提案内容に沿った管理運営がなされているか ○資料の収集・保管管理・展示 ・各種の民間助成金を活用することにより、資料の保存修理を進める。 ○調査研究による最新の成果の発信 ・館報（研究報告・事業報告）の刊行 1 回 ・図録の刊行 4 回 ・博物館資料検討会の開催 ○一須賀古墳群（風土記の丘）との一体的な活用									
	(2)平等な利用を図るための具体的手法・効果	◇公平なサービスの提供と対応、障がい者・高齢者等への配慮がなされているか ○高齢者、障がい者等への利用援助 ○子どもにもわかりやすい解説の充実 ・子ども向け解説パネルの作成 ・子ども向けリーフレットの提供等 計 6 回									
	(3)利用者の増加を図るための具体的手法・効果	◇利用者増加のための工夫がなされているか ○展覧会の実施 ・開催回数 4 回（特別陳列 1 回、企画展 2 回、特別展 1 回） ○スポット展示・パネル展の開催 ・無料エリアの 1 階ホールのスペースを活用し、ミニ展示やパネル展を開催 ・年 4 回程度 ○講演会等の実施 ・特別展・企画展等関連講演会等の実施 13 回 ・近つ飛鳥連続講座の開催									

		前・後期 計8～12回 ・土曜講座・入門講座 連続講座実施期間外の単発講座 ○学校教育との連携 ・学校の校外学習等の受入 ・学校教育の発表の場の提供 4回 古墳の森コンサート（春・秋） 児童はにわ展 大阪芸術大学連携展示 ・出前授業の実施 ・博学連携事業の推進 ○「でかける博物館」事業の実施 ・出張展示 3回 ・出張講座・ワークショップ 7回 ・現地見学会 4回 ○地元自治体等との連携 ・さくらまつり、うめまつりでの地元自治体との連携 ・イベント等への共同出展 ・河南町・太子町・千早赤阪村の町村制施行70周年記念事業への協力 ○他機関・団体との連携 ・大阪文化財センター、大阪歴史博物館との連携 ・旅行会社との連携 ・金剛葛城地域博物館ネットワーク協議会での連携 ・韓国政府機関との連携 ○「府民が参加する博物館」事業の実施 ・近つ飛鳥ギャラリーの利用 6回 ・バックヤード探検ツアー 5回 ・夏休み体験事業（工作室・勾玉） 3回 ・古代衣装着用体験 ・かりうち体験事業 2回 ・ボランティアの育成 ○「風土記の丘」の活用 ・風土記の丘古墳探検ツアー 2回 ・古墳時代まつりの開催 ・うめまつり／さくらまつり									
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

		○チラシでの相互広報、展示・事業チラシの配架 ○連携したホームページ・SNS の運用 ◇業務面での効果的・効率的な連携 ○各種業務マニュアル等の統一作成による業務効率化 ○登録博物館登録作業の協同								
	(6)施設及び資料の維持管理の内容、的確性	◇施設・設備の維持・安全管理計画は適切か ○施設及び資料の管理 ・年間計画の策定と適切な実施 ・定期点検の実施と記録簿の作成 ○危機管理 ・地震マニュアルの追加作成 ・マニュアルの履行 ・訓練の実施 ・消防設備の自主点検と設備更新								
	(7)府施策との整合	◇提案に沿った府施策との整合が図られているか ○世界遺産百舌鳥・古市古墳群の情報発信 ・ロビー等を活用した広報 ・「もずふるVR」のイベントでの活用 ○百舌鳥・古市古墳群世界遺産登録 10 周年に向けての取り組み着手 ○「こころの再生」府民運動への協力 ・「こどもファーストデイ」の実施 11 回 ◇就職困難者等の雇用 ◇府民・NPO との協働 ◇環境問題への取り組み ゴミの減量化対策 太子町クリーンキャンペーン参加 ◇大阪府障がい者差別解消条例等に基づく合理的配慮の提供 ○障害者施設との職業実習の連携 ◇大阪府誘客促進事業への協力 ◇大阪関西万博レガシーに関する取組								

Ⅱさらなるサービスの向上に関する項目	(1)利用者満足度調査等	◇利用者満足度調査の実施により利用者の意見を把握し、その結果を運営に反映しているか。								
	(2)その他創意工夫	◇その他指定管理者によるサービス向上につながる取組み、創意工夫が行われているか ○動画等の公開 ・インターネットでの解説動画等の公開4件 ○事業収益確保と補助金等の活用による事業の充実化とサービス拡大								
Ⅲ適切な管理業務の遂行ができる能力及び財政基盤に関する事項	(1)収支計画の内容、適格性及び実現の程度	◇事業収支について、計画どおりに実施されているか								
	(2)安定的な運営が可能となる人的能力	◇必要な人員数及び人材を確保・配置のうえ、適切に事業が実施されているか ◇職員の人材育成 ◇従事者への管理監督体制・責任体制が整備されているか								
	(3)安定的な運営が可能となる財政的基盤	◇法人の財務状況は適切か								

※評価の基準：モニタリング評価は、次の基準により行うこととする。

①項目ごとの評価は下記の4段階評価とする。

S：計画を上回る優良な実施状況 A：計画どおりの良好な実施状況 B：計画どおりではないがほぼ良好な実施状況 C：改善を要する実施状況

②年度評価は、次の4段階評価とする。

S：項目ごとの評価のうちSが5割以上で、B・Cがない A：項目ごとの評価のうちBが2割未満で、Cがない B：S・A・C以外

C：項目ごとの評価のうちCが2割以上。又はCが2割未満であっても文書による是正指示を複数回行う等、特に認める場合

③総合評価及び最終評価は、次の4段階評価とする。

I：評価対象となる年度の年度評価のうちSが5割以上で、B・Cがない II：評価対象となる年度の年度評価のうちBが3割未満で、Cがない III：I・II・IV以外

IV：評価対象となる年度の年度評価のうちCが5割以上。ただし、評価対象期間の後半、取組状況に継続的な改善傾向が認められる場合を除く

※備考：R11年度は総合評価、R12年度は最終評価を行う。

※太字は前指定管理期間より内容を追加した箇所

R8 年評価： R9 年評価： R10 年評価： R11 年評価： R12 年評価：
総合評価（R8～11 年度）： 最終評価（R8～12 年度）：